

## 「配置薬」の

### 注意点



「配置薬」とは、一般的に置き薬ともいいます。事業者が家庭に薬を届け、定期的に訪問して使用した分の薬代を集金、不足薬を補充するシステムです。

急病やけがに備えて配置薬に頼まれてきたご家庭も多いと思います。最近配置薬に関し、消費生活センターに次のような相談が寄せられました。

- ・長年、配置薬事業者の訪問がなく、薬の使用期限が切れてしまった。
- ・事業者の連絡先電話番号に電話してもつながらない。
- ・事業者の連絡先を忘れてしまった。
- ・古い配置箱や薬を捨ててもよいか？

配置薬事業者は配置販売業として厳しく規制されています。

まず、配置（家庭に薬を預けること）を行う都道府県ごとに知事の許可を受けなければならず、家

庭を訪問するときは知事が発行する身分証明書を携帯しなければなりません。いつもと違う配置員が訪問した時は身分証明書の提示を求めましょう。

営業をやめるときは知事に廃止届を提出することになっています。家庭に預けられた配置箱や薬は事業者の所有品ですので、訪問が途絶えたとしても無断で処分することはできません。事業者に書面で解約を申し出て引き取ってもらいましょう。

まれなケースですが、事業者が営業をやめた後、何らかの理由で家庭にそのことが伝わらず、配置箱や薬が回収されないまま連絡が取れなくなってしまうこともあるようです。事業者と連絡が取れなかったり、請求代金について疑問がある場合は消費生活センターにご相談ください。

また、訪問販売により配置薬や健康食品購入の契約をした場合は、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（無条件で一方的に解約ができる）ができます。ただし、開封してしまつた薬や健康食品については代金を支払わなければなりません。

### 秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日（祝祭日はお休み）  
午前9時～正午、午後1時～4時  
☎25-5200

## 国民年金だより

### 国民年金の保険料免除制度

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。

この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」の他に、世帯の所得に依じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付（一部免除）」があります。この「一部納付（一部免除）」には、4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の3種類があります。（一部保険料が未納の場合、その期間の一部免除は無効（未納と同じ）になります）

また、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、50歳未満の方については本人および配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これらの保険料免除期間（一部納付を含む）は、年金受給に必要な期間に算入されます。

免除の承認期間については7月から翌年6月までですが、全額免

除または納付猶予が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、翌年度以降は改めて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

☎ 秩父年金事務所

☎ 27-6560

市役所保険年金課 国民年金担当

☎ 25-5201

吉田・大滝・荒川総合支所 市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082

大滝 ☎ 55-0863

荒川 ☎ 54-2395

## 公共工事の入札結果

(税込500万円以上)

入札契約方法	契約日 【完成予定】	事業名 【事業場所】	契約金額 【予定価格】 【税込/円】	率※	契約業者	工事担当課
随意契約	5月26日 【3月】	秩父市土地評価システム業務委託 【秩父市全域】	27,680,400 【29,451,600】	93.99%	(株)パソコさ いたま支店	資産税課 ☎25-6076

※印：一般競争入札、指名競争入札は「落札率」、随意契約は「契約率」を表します。

☎ 工事の内容…表中の工事担当課、契約関係…契約課 ☎ 25-5216